



沖縄県の最低賃金



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
沖縄県最低賃金	時間額 664 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成 25 年 10 月 26 日

(2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
畜産食料品製造業	時間額 683 円	○部分肉・冷凍肉製造業 ○肉加工品製造業 ○処理牛乳・乳飲料製造業 ○乳製品製造業 ○その他の畜産食料品製造業	平成 25 年 12 月 11 日
糖類製造業	時間額 693 円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ 異性化糖製造業	平成 25 年 12 月 5 日
清涼飲料、酒類製造業	時間額 686 円	○清涼飲料製造業 ○果実酒製造業 ○ビール類製造業 ○清酒製造業 ○蒸留酒・混成酒製造業	平成 25 年 11 月 23 日
新聞業	時間額 768 円	○新聞業	平成 25 年 11 月 28 日
各種商品小売業	時間額 685 円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成 25 年 11 月 29 日
自動車(新車)小売業	時間額 693 円	○自動車(新車)小売業	平成 25 年 11 月 29 日

適用除外

ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

- ◇最低賃金に算入されない賃金……………① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
② 臨時に支払われる賃金
③ 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
④ 時間外、休日労働割増賃金等

◇特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

◇最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室**〈電話(098)868-3421〉又は最寄りの**労働基準監督署**へ。

那覇労働基準監督署	沖縄労働基準監督署	名護労働基準監督署	宮古労働基準監督署	八重山労働基準監督署
☎(098)868-8033	☎(098)982-1263	☎(0980)52-2691	☎(0980)72-2303	☎(0980)82-2344

《沖縄労働局・労働基準監督署》